

「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」実行計画連絡会設置要綱

(設置)

第1条 大阪府と大阪市（以下「府市」という。）が策定した「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」実行計画（以下「実行計画」という。）について、強固な連携・協力体制を構築することにより、海洋プラスチックごみの新たな汚染ゼロの実現に寄与するとともに、SDGsの達成に貢献するため、双方の取組の進捗状況などを共有し、今後の施策等について意見交換を行う「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」実行計画連絡会（以下「連絡会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 連絡会は、次の各号に掲げる事務を行う。

- (1) 実行計画の進捗に関する事項
- (2) 府市の実行計画の連携方策に関する事項
- (3) その他海洋プラスチックごみ削減に関する事項

(組織及び運営)

第3条 連絡会は、別表に掲げる課に属する職員（以下「委員」という。）をもって構成する。

2 連絡会の庶務は、大阪市環境局環境管理部環境管理課（水環境保全グループ）において行う。

3 連絡会は、必要に応じて委員以外の者を連絡会に出席させることができる。

(委任)

第4条 この要綱に定めるもののほか、連絡会の運営に必要な事項は、連絡会の議を経て別途定める。

附則

この要綱は、令和3年5月28日から施行する。

附則

この要綱は、令和4年5月2日から施行する。

別表（第3条関係）

大阪府環境農林水産部	大阪市環境局
脱炭素・エネルギー政策課	総務部企画課
環境管理室環境保全課	環境管理部環境管理課（水環境保全グループ）